

年 月 日

施設等利用給付認定通知書

長洲町長

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり決定しましたので通知します。

認 定 子 ども	認 定 番 号	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
決 定 年 月 日		
認 定 区 分		
有 効 期 間		
保育の必要性の事由		
この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、長洲町長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、長洲町を被告として（長洲町長が被告の代表者となります。）提起することができます。 保育の必要性の事由が妊娠・出産、就学、求職活動等の認定で、年度途中で認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費の支給の対象とはなりません。引き続き施設等利用費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、本町の子育て支援課に改めて子育てのための施設等利用給付認定を申請して下さい。		